

財務省第7入札等監視委員会 平成22年度第3回定例会議審議概要

開催日及び場所	平成23年3月30日（水） 金沢国税局大会議室	
委員	委員長 西村 茂（金沢大学法学部 教授） 委員 尾島 茂樹（金沢大学大学院法務研究科 教授） 委員 中村 明子（松本洋武法律事務所 弁護士）	
審議対象期間	平成22年10月1日（金）～平成22年12月31日（金）	
契約の現状の説明	平成22年10月～12月の契約実績	
抽出委員の選出	委員の互選により中村委員を次回抽出委員に選出。	
抽出案件	4件	（備考）
競争入札（公共工事）	2件	契約件名：(22-2)七尾宿舎1号棟住宅模様替えほか設計業務 契約相手方：K建築総合研究所 小林正澄 契約金額：924,000円 契約締結日：平成22年12月6日 担当部局：北陸財務局
		契約件名：砺波税務署外壁改修工事 契約相手方：株式会社赤井建設 契約金額：4,305,000円 契約締結日：平成22年10月18日 担当部局：金沢国税局
随意契約（公共工事）	-件	
競争入札（物品役務等）	2件	契約件名：キャビネット等購入 契約相手方：株式会社にしき堂 契約金額：2,971,500円 契約締結日：平成22年10月26日 担当部局：北陸財務局
		契約件名：事務用回転椅子の購入 契約相手方：株式会社島田商会 契約額：6,016,500円 契約締結日：平成22年10月18日 担当部局：金沢国税局
応札（応募）業者数1者関連	-件	
委員による意見・質問、それに対する回答等	別紙のとおり	
委員会による意見の具申又は勧告の内容	なし	
その他	なし	

意見・質問	回答
<p>【案件 1】 「(22-2)七尾宿舎1号棟住宅模様替えほか設計業務」</p> <p>契約相手方: K建築総合研究所 小林正澄 契約金額 : 924,000円 契約締結日: 平成22年12月6日 担当部局 : 北陸財務局</p> <p>落札率が34.6%と低いが、予定価格設定はどのように行なっているのか。</p> <p>本案件において競争参加資格の等級を「C」としているが、落札金額からすると下位の等級の者も参加させることができたのではないか。</p> <p>契約書において業務完成保証人とあるが、どのような場合にその保証人を設けることとなるのか。また、保証人について適性も含め選定はどのように行なわれているか。</p>	<p>予定価格は、国土交通省告示15号を基準にするなどして算定している。</p> <p>参加資格である「建築士事務所」においては、「C」等級が最も下位の等級である。</p> <p>設計業務などにおいては、当初の目的と同じものを限られた期間内で完成させる場合には、業務完成保証人を付けている。 業務完成保証人は落札者から示されるが、当局における競争参加資格を有する者であることを確認している。</p>
<p>【案件 2】 「砺波税務署外壁改修工事」</p> <p>契約相手方: 株式会社 赤井建設 契約金額 : 4,305,000円 契約締結日: 平成22年10月18日 担当部局 : 金沢国税局</p> <p>変更契約を行っているが、変更内容を具体的に説明願いたい。</p> <p>落札の結果、予定価格を下回ったのは1社のみであったことから、落札業者以外は現場調査などより補修面積が増えることを想定し、高い応札額であったと推察されるのではないか。</p> <p>設計事務は、外部委託ということであるが、随意契約なのか。</p>	<p>当初の設計段階では、目視検査及び地上からの打診検査により補修面積を積算しているが、工事実施中、外壁上層部に追加補修すべき箇所が判明し、変更契約した。</p> <p>業者においても、現場で足場を組まなければ、補修箇所の拡大は予見できないため、予定価格は適正であると考えている。</p> <p>他の工事案件を含め、3案件まとめて入札している。</p>

意見・質問	回答
<p>【案件 3】 「キャビネット等購入」</p> <p>契約相手方:株式会社 にしき堂 契約額 :2,971,500円 契約締結日:平成22年10月26日 担当部局 :北陸財務局</p> <p>事後において予定価格を公表しているが、どのような場合に行うのか。</p> <p>仕様書によればメーカーや物品を指定しているように伺えるが、物品選定の具体的な経緯を説明願いたい。</p> <p>事後的に予定価格を公表しているが、予定価格はメーカー価格に一定の掛け目を掛けて算定していることから、今後同様の物品の購入にあたっては、予定価格を予想されてしまうのではないかと。</p>	<p>予定価格の事後公表は、競争入札を行なった契約のうち、積算を個別に積み上げたもので、予定価格の公表により、同種の他の契約の予定価格を類推させるおそれがないと認められる場合に限る。予定価格の総額のみを公表することとなっている。</p> <p>本事業においては、複数の物品の購入と一部の作業が積算の対象になっているほか、今後同種の他の契約を行なう計画がないことから、公表したものである。</p> <p>購入物品には寸法等の条件があることから、カタログから選定などしたものである。そのうえで参考物品として品番、メーカーを仕様書に記載したものであり、このほか参考物品と同等以上の物品であれば差支えがないものとしている。</p> <p>掛け目については、物品ごとに業者ヒアリング、過去の購入実績、他官署の取引事例を参考に決定している。</p> <p>本案件においては、複数の物品の購入であり、一部に作業が加わっていることから予定価格の予想は難しいものとする。また、今後同様の購入もないことから、公表は差支えがないものとした。</p>
<p>【案件 4】 「事務用回転椅子の購入」</p> <p>契約相手方:株式会社 島田商会 契約額 :6,016,500円 契約締結日:平成22年10月18日 担当部局 :金沢国税局</p> <p>事後において予定価格を公表しない場合については、案件3の財務局の説明どおり、個々の案件内容で判断していると理解すればよいか。</p>	<p>そのとおりである。</p>